

「愛知県再犯防止推進計画」（概要版）

計画の趣旨	2016年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」第4条第2項により、地方公共団体は再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされました。また、同法第8条では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされました。 愛知県はこれをうけ、SDGsの取組を踏まえつつ、誰一人取り残すことのない、安全に安心して暮らせる愛知の実現を目指して「愛知県再犯防止推進計画」を策定することとしました。
計画策定の経緯	本県は、再犯防止推進法に基づき、再犯の防止に関する施策を推進するため、2018年6月に「愛知県再犯防止連絡協議会」を設置し、関係機関・団体等の連携・協力を推進してきました。また、同年10月からは、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策のあり方を検討するため、国の地域再犯防止推進モデル事業として、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」と「刑務所出所者等の職場定着支援事業」を実施してきました。 これらのモデル事業では、犯罪をした者等が抱える就労や住居、福祉といった個別・具体的な課題を把握し、これらを解決するために、弁護士や職場定着の支援員が中心となり、関係機関や支援団体の連携を図ってきました。また、これらの取組過程や効果を、連絡協議会において検証し、共有することで、当地域における効果的な再犯防止対策について検討をしてきました。 この再犯防止推進計画は、これまでの取組成果を踏まえ、国、県、民間団体等の連携強化の重要性を鑑み、各関係機関・団体の取組を明らかにするとともに、今後の連携強化を目指して策定したものです。
計画の目的	愛知県内における刑法犯認知件数は減少傾向にある一方で、刑法犯検挙人員中の再犯者の割合は約5割で推移しており、犯罪のない安全なまちづくりを推進する上で、再犯防止対策が重要な課題となっています。 こうした状況から、本計画では国との適切な役割を踏まえて、国、県、市町村、関係機関、民間団体等が連携し、罪を犯した人が責任ある社会の構成員として円滑に社会復帰でき、安全安心なまちづくりを促進することを目的とします。
計画の位置づけ	再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画



計画期間	2021年度から2025年度までの5年間
対象者	起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者で、支援が必要な者とします。
計画の基本方針及び重点課題	国の再犯防止推進計画に掲げられている5つの基本方針及び7つの重点課題を踏まえ、愛知県では次の5つの基本方針のもと、6つの重点課題について取り組みます。 また、モデル事業の成果を踏まえ、犯罪をした者等に対する社会復帰支援や職場定着支援について、国の協力を得ながら関係機関・団体等の連携を強化していきます。 〔5つの基本方針〕 （1） 国、県、市町村、民間団体等による緊密な連携協力を確保し、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の構成員として円滑に社会復帰できる社会の実現に向けて、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。 （2） 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにします。 （3） 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等の存在を十分に認識するとともに、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解して、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組みます。 （4） 県内の犯罪等の実態を踏まえて、必要に応じて関係機関や民間団体等から意見聴取を行うなどし、社会情勢に応じた再犯防止の施策に取り組みます。 （5） 再犯防止の取組について、広く県民の関心と理解を得られるよう、分かりやすく効果的な広報に取り組みます。 〔6つの重点課題〕 - I 国・民間団体等との連携強化 - II 就労・住居の確保 - III 保健医療・福祉サービスの利用の促進等 - IV 非行の防止及び学校と連携した修学支援等 - V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等 - VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

